

厚生年金保険 被保険者資格喪失届  
厚生年金保険 70歳以上被用者該当届

【**手続概要**】

この届出は、従業員が70歳に到達したことにより、厚生年金保険の資格を喪失し、70歳以上被用者に該当する場合に、事業主が行うものです。

平成19年4月1日以降、厚生年金保険法第27条に規定する70歳以上の使用される者に、60歳代後半の在職老齢年金制度が適用されることとなったため、70歳以上被用者について届出が必要となります。

【**添付書類**】

特になし

【**留意事項**】

70歳に到達すると見込まれる被保険者の氏名、生年月日をあらかじめ記載した「70歳到達届」を70歳到達月の前月に事業主あてに送付いたします。届書の内容を確認し、必要事項を記入の上、提出してください。

【**提出先**】

郵送で事務センター（事業所の所在地を管轄する年金事務所）

【**提出方法**】

電子申請、郵送、窓口持参